

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年10月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2200366 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200069 号

## 第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から昭和 37 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 7 月 26 日から昭和 39 年 10 月まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日が誤っている。過去 3 回訂正請求を行い、いずれも訂正は認められないとする通知を受け取ったが、昭和 33 年 4 月から昭和 39 年 10 月までの期間に継続して勤務していたことに間違いがないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間と認め、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の請求期間①及び②の訂正請求については、i) 請求者がA社において一緒に勤務したとする同僚の陳述により、請求者が請求期間①のうち一部期間に同社に勤務していたことはうかがえるものの、同社における請求期間①及び②当時の事業主は既に亡くなっている上、同社は、請求期間①及び②当時の資料を保存しておらず、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないこと、ii) A社における事業所別被保険者名簿により、請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者へ照会したものの、請求者の請求期間②における勤務実態を確認することができないこと、iii) A社の請求期間①及び②当時の事業主の後の事業主は、同社における請求期間①及び②当時の厚生年金保険の取扱いについて、当時、従業員の出入りが激しかったことから、厚生年金保険への加入は当時の事業主の裁量で決めており、必ずしも従業員の全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった旨陳述しているところ、請求者が同社と一緒に勤務したとする同僚 3 人のうち一人は、同社に係る事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者としての加入記録を確認することができないこと、iv) 請求者から請求期間①及び②当時の事業主の関係者が書いた手紙が提出されているところ、当該関係者は、請求者がA社に勤務していたことは記憶しているものの、請求者の入社時期及び退職時期については記憶していない

と陳述しており、当該資料からは、請求期間①及び②に係る同社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできないことなどから、既に平成 27 年 11 月 11 日付け、平成 28 年 6 月 13 日付け及び平成 29 年 7 月 10 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、昭和 33 年 4 月から昭和 39 年 10 月までの期間に継続して A 社に勤務していたことに間違いはないとして、4 回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者からは新たな資料の提出はなく、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間①及び②に係る同社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。